

二の表の第1の三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域（当該国又は地域を原産地とする場合に限る。）の項及び三の9の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域（当該国又は地域を原産地とする場合に限る。）の項を次のように改める。

三の9の(2)に掲げる国又は地域（当該国又は地域を原産地とする場合に限る。）	0302・35 0302・91—2 0302・99—1 0302・99—2—(2) 0304・49—2 0304・59—2	くるまぐろ（大西洋又は地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵のトランス・チヌスに限る。）
三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域（当該国又は地域を原産地とする場合に限る。）	0302・36 0302・91—2 0302・99—1 0302・99—2—(2) 0304・49—2 0304・59—2	みなみまぐろ（生鮮又は冷蔵のみみなまぐろに限る。）

二の表の第1の中華人民共和国、北朝鮮及び台湾の項中「0302・90」を「0302・91」に「0303・90」を

を
[0303・91]に改める。

三の7の(1)のイの表二九〇三・八二の項の次に次のように加える。

二九〇三・八三	ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・〇」デカン（別名マイレックス。）
三の7の(1)のイの表二九〇三・八九の項中「ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇・〇」デカン（別名マイレックス。）」を削る。	
三の7の(1)のイの表二九〇三・九二の項の次に次のように加える。	
二九〇三・九三	ペンタクロロベンゼン
二九〇三・九四	ヘキサプロモビフェニル

三の7の(1)のイの表二九〇三・九九の項中「ポリ塩化ナフタレン」を「及びポリ塩化ナフタレン」に改め、「ペンタクロロベンゼン及びヘキサプロモビフェニル」を削る。

三の7の(1)のイの表二九〇三・九九の項の次に次のように加える。

二九〇四・三一	ペルフルオロ（オクタン—スルホン酸（別名PFOS。）
二九〇四・三二	ペルフルオロ（オクタン—スルホン酸 アンモニウム
二九〇四・三三	ペルフルオロ（オクタン—スルホン酸 リチウム
二九〇四・三四	ペルフルオロ（オクタン—スルホン酸 カリウム
二九〇四・三五	その他のペルフルオロ（オクタン—スルホン酸）塩

三の7の(1)のイの表の関税率等の番号等の欄中「二九〇四・九〇」を「二九〇四・三六」に改め、二九〇四・三六の項中「ペルフルオロ（オクタン—スルホン酸（別名PFOS。）又はその塩及び」を削る。

三の7の(1)のイの表の関税率等の番号等の欄中「二九一〇・九〇」を「二九一〇・五〇」に、「二九一四・七〇」を「二九一四・七一」に、「二九二〇・九〇」を「二九二〇・三〇」に、「三八二四・九〇」を「三八二四・九九」に改める。

三の7の(2)の表を次のように改める。

国・地域	関税率等の番号等	貨 物	
		貨 物 名	提出書類
ロシア	〇三〇六・一四 〇三〇六・九三 一六〇五・一〇	冷凍したかに その他のかに（冷凍したものに限る。） かに調製品（気密容器入りのもの又は米を含むものを除く。）	ロシア政府が発給した証明書の原本
	〇三〇六・一四 〇三〇六・九三—二	冷凍したかに（たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。） その他のかに（冷凍したもののうち、たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。）	原産地を証明する書類等

三の7の(2)の表の註中「冷凍したかに（関税率表第〇三〇六・一四号に掲げるもの）」の下に「その他のかに（関税率表第〇三〇六・九三号に掲げるものうち、冷凍したものに限る。）」を加える。

三の8の(9)の表を次のように改める。

国・地域	関税率等の番号等	貨 物	
		貨 物 名	提出書類
ロシア	〇三〇六・三三 〇三〇六・九三	生きている、生鮮の及び冷蔵したかに その他のかに（冷凍してないものに限る。）	ロシア政府が発給した証明書の原本
	〇三〇六・三三—二	生きている、生鮮の及び冷蔵したかに（たらばがに、ずわいがにに限る。）	原産地を証明する書類等

三の8の(9)の表の註中「冷凍してないかに」を「生きている、生鮮の及び冷蔵したかに」に、「第〇三〇六・二四号」を「第〇三〇六・三三号」に改め、「に掲げるもの」の下に「並びにその他のかに（関税率表第〇三〇六・九三号に掲げるものうち、冷凍してないものに限る。）」を加える。

附 則

（経過措置）

第一条 この告示の施行前に輸入貿易管理規則第二条第二項の規定により交付された輸入承認証及びこの告示の施行前にこの告示による改正前の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の三の7の規定によりされた確認については、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

○特許庁告示第十九号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成二十八年十二月二十六日

特許庁長官 小宮 義則